

ごとう事務所通信

11

November

2013

発行：社会保険労務士ごとう事務所
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com

発行日：2013年10月10日

トピックス ●地域別の最低賃金が変更されます！

平成25年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比15円の上昇となりました。

時給制のパート・アルバイトだけではなく、固定残業代の多い月給制の社員についても、最低賃金以上になっているか、きちんと確認することが大切です。違反すると、50万円以下の罰金を科されることがあります。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成24年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成24年度
北海道	734円 (719円)	滋賀	730円 (716円)
青森	665円 (654円)	京都	773円 (759円)
岩手	665円 (653円)	大阪	819円 (800円)
宮城	696円 (685円)	兵庫	761円 (749円)
秋田	665円 (654円)	奈良	710円 (699円)
山形	665円 (654円)	和歌山	701円 (690円)
福島	675円 (664円)	鳥取	664円 (653円)
茨城	713円 (699円)	島根	664円 (652円)
栃木	718円 (705円)	岡山	703円 (691円)
群馬	707円 (696円)	広島	733円 (719円)
埼玉	785円 (771円)	山口	701円 (690円)
千葉	777円 (756円)	徳島	666円 (654円)
東京	869円 (850円)	香川	686円 (674円)
神奈川	868円 (849円)	愛媛	666円 (654円)
新潟	701円 (689円)	高知	664円 (652円)
富山	712円 (700円)	福岡	712円 (701円)
石川	704円 (693円)	佐賀	664円 (653円)
福井	701円 (690円)	長崎	664円 (653円)
山梨	706円 (695円)	熊本	664円 (653円)
長野	713円 (700円)	大分	664円 (653円)
岐阜	724円 (713円)	宮崎	664円 (653円)
静岡	749円 (735円)	鹿児島	665円 (654円)
愛知	780円 (758円)	沖縄	664円 (653円)
三重	737円 (724円)		
全国加重平均額		764円	(749円)

最低賃金の計算方法

●時給制の場合

「時間給 ≥ 最低賃金額」ならOK

●日給制の場合

「{日給 ÷ 1日の所定労働時間} ≥ 最低賃金額」ならOK

●月給制の場合

「{(月給 × 12) ÷ 年間総所定労働時間} ≥ 最低賃金額」ならOK



新情報！

年休の権利発生の要件が一部変更されました！

年次有給休暇の権利発生の要件として、「全労働日の8割以上出勤したこと（出勤率が8割以上）」という要件がありますが、この全労働日の取り扱いが、平成25年7月10日の付けの通達で変更されました。

基礎となる「全労働日」の取り扱いが一部変更されています

そもそもの基礎知識として、年次有給休暇は「前年の出勤率」の条件を満たした人に与えるということになっています。出勤率の計算式は下記になります。

$$\text{出勤した日} \div \text{全労働日} \geq 8 \text{割}$$



上記式の「全労働日」の数え方が今回、若干変更されました。変更後は下記のようにになります。

1. 年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の日数は就業規則その他によって定められた所定休日を除いた日をいい、各労働者の職種が異なること等により異なることもあり得る。したがって、所定の休日に労働させた場合には、その日は、全労働日に含まれないものである。
2. 労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就業日は、次の「3」に該当する場合を除き、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものとする。
例えば、裁判所の判決により解雇が無効と確定した場合や、労働委員会による救済命令を受けて会社が解雇の取消しを行った場合の解雇日から復職日までの不就業日のように、労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日が考えられる。
3. 労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就業日であっても、次に掲げる日のように、当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でないものは、全労働日に含まれないものとする。
 - ① 不可抗力による休業日
 - ② 使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日
 - ③ 正当な同盟罷業その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった日

つまり、どう変わったかというと・・・

- ・従来は、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の日」は、全労働日に含めないこととされていました。
- ・しかし、これでは、**労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日**についても、全労働日に含めないこととされます（“全労働日が0になり、年休を与える余地はない”という考えになる）。
- ・そこで、「**労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就業日**」と表現を変え、そのような日は、一定の場合（上記3.①～③）を除き、出勤日数に算入すべきものとして**全労働日に含める**ものとされました。

この変更、平成25年6月の最高裁の判例を受けて行われたものです。変更を考慮しなければならない事例はめったに生じないと思いますが、このような変更があったことは、知っておいた方がよいでしょう。

お仕事 カレンダー

- 11/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 11/15 ●所得税予定納税額の減額申請

- 11/30 ●10月分健康保険・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の修正申告
- 所得税の予定納税額の支払
- 個人事業税の納付（納付対象：第2期分）
- 9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆ 最低賃金に変更になりました。最低賃金はパート・アルバイトさんにおいても適用になりますので注意が必要です。最低賃金の算出方法等で不明な点があればお気軽にごとう事務所までご相談ください。